

○平成26年3月6日付けで以下の10物質が指定薬物に指定されました。  
(施行日:平成26年4月5日)

2-(3,4-ジクロロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル及びその塩類(通称:3,4-Dichloromethylphenidate)

1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称:5-APDB)

1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類(通称:3,4-Dimethoxy- $\alpha$ -PVP)

2-(2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類(通称:25H-NBOMe)

N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称:NNE1 indazole analog)

1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類(通称: $\alpha$ -PBP piperidine analog)

1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類(通称: $\alpha$ -POP、PV9)

2-(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類(通称:25B-NBOMe)

N-メチルインダン-2-アミン及びその塩類(通称:N-methyl-2-AI)

(Z)-N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチルチアゾール-2(3H)-イリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類(通称:A-836339)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)